

令和4年12月

第8回

横手市議会
定例会議案
(追加議案)

令和4年第8回横手市議会12月定例会追加議案一覧表

		ページ
(1) 議案第120号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1 ～ 4
(2) 議案第121号	横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	5 ～ 9
(3) 議案第122号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第10号)	予算書の頁

議案第 120 号

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 7 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年横手市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の117.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「区分」とあるのは「区分（当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。）」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の117.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「区分」とあるのは「区分（当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。）」とする。</p>

第2条 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の117.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「区分」とあるのは「区分(当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。)」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、条例第15条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額100分の115に相当する額」と、「100分の117.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「区分」とあるのは「区分(当該在職期間の区分に定める期間に任期が満了し、又は議会の解散により任期が終了した日がある場合は、当該任期が満了し、又は任期が終了した日前の在職期間を通算するものとする。)」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例中第1条の規定による改正後の横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 1 号

横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 7 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

市長等及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年横手市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{155}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{160}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{160}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{157.5}$</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

(横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年横手市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において</p>

て、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 $\frac{100}{115}$ に相当する額」と、「 $\frac{100}{117.5}$ 」とあるのは「 $\frac{100}{155}$ 」とする。

て、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 $\frac{100}{115}$ に相当する額」と、「 $\frac{100}{117.5}$ 」とあるのは「 $\frac{100}{160}$ 」とする。

第4条 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{160}$</u>」とする。</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額$\frac{100}{115}$に相当する額」と、「$\frac{100}{117.5}$」とあるのは「<u>$\frac{100}{157.5}$</u>」とする。</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例中第1条の規定による改正後の横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の特別職給与条例の規定及び改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第3条の規定による改正前の横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定及び改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第122号

令和4年度横手市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,037,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		543,355	△439	542,916
	2 手数料	288,216	△439	287,777
15 国庫支出金		9,341,224	321,327	9,662,551
	2 国庫補助金	4,442,273	321,327	4,763,600
16 県支出金		4,535,592	80,393	4,615,985
	2 県補助金	2,244,392	80,393	2,324,785
19 繰入金		3,922,931	21,801	3,944,732
	2 基金繰入金	3,832,212	21,801	3,854,013
21 諸収入		2,451,143	18	2,451,161
	5 雑入	641,407	18	641,425
歳入	合計	58,614,700	423,100	59,037,800

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		308,331	580	308,911
	1 議会費	308,331	580	308,911
2 総務費		6,559,707	958	6,560,665
	1 総務管理費	5,679,250	958	5,680,208
3 民生費		16,532,923	165,975	16,698,898
	1 社会福祉費	8,984,139	143,958	9,128,097
	2 児童福祉費	6,353,831	22,017	6,375,848
4 衛生費		6,075,835	58,800	6,134,635
	1 保健衛生費	3,743,400	58,800	3,802,200
6 農林水産業費		3,703,073	183,155	3,886,228
	1 農業費	3,352,646	183,155	3,535,801
10 教育費		4,345,534	13,632	4,359,166
	1 教育総務費	870,425	3,610	874,035
	5 保健体育費	1,341,203	10,022	1,351,225
歳出	合計	58,614,700	423,100	59,037,800

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	543,355	△439	542,916
15 国庫支出金	9,341,224	321,327	9,662,551
16 県支出金	4,535,592	80,393	4,615,985
19 繰入金	3,922,931	21,801	3,944,732
21 諸収入	2,451,143	18	2,451,161
計	58,614,700	423,100	59,037,800

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	308,331	580	308,911					580
2 総務費	6,559,707	958	6,560,665	439			△421	940
3 民生費	16,532,923	165,975	16,698,898	80,903	80,393			4,679
4 衛生費	6,075,835	58,800	6,134,635	55,585				3,215
6 農林水産業費	3,703,073	183,155	3,886,228	173,141				10,014
10 教育費	4,345,534	13,632	4,359,166	11,259				2,373
計	58,614,700	423,100	59,037,800	321,327	80,393		△421	21,801

2. 歳入

14 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務手数料	33,302	△439	32,863	1 総務手数料	△439	住民手数料 △198 証明閲覧手数料 △241
計	288,216	△439	287,777			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	971,972	319,542	1,291,514	2 総務管理費補助金	319,542	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 319,542
6 教育費国庫補助金	67,480	1,785	69,265	3 教育総務費補助金	1,785	学校保健特別対策事業費補助金 1,785
計	4,442,273	321,327	4,763,600			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	605,635	80,393	686,028	1 社会福祉総務費補助金	52,888	エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業費補助金 52,888
				2 障がい者福祉費補助金	2,909	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 2,909

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				4 高齢者福祉費補助金	13,588	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 13,588
				7 児童福祉費補助金	11,008	保育施設等物価高騰対策事業費補助金 11,008
計	2,244,392	80,393	2,324,785			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,826,052	21,801	2,847,853	1 財政調整基金繰入金	21,801	財政調整基金繰入金 21,801
計	3,832,212	21,801	3,854,013			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	315,398	18	315,416	1 雑入	18	JR乗車券類販売手数料収入 18
計	641,407	18	641,425			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	308,331	580	308,911				580	3 職員手当等	580	議員人件費	580
計	308,331	580	308,911				580				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	2,212,149	147	2,212,296				147	3 職員手当等	123	特別職人件費（三役等）	147
								4 共済費	24		
8 地域振興費	380,437	811	381,248			18	793	10 需用費	192	地域公共交通費	811
								11 役務費	347		
								12 委託料	272		
計	5,679,250	958	5,680,208			18	940				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	284,607	0	284,607	439		△439				証明書等コンビニ交付費	
計	284,607	0	284,607	439		△439				財源振替	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,708,348	110,963	1,819,311	107,788			3,175	1 報酬	1,494	低所得者生活支援事業 あつたか灯油助成拡大事業 110,963
								4 共済費	304	
								8 旅費	96	
								10 需用費	981	
								11 役務費	3,044	
								13 使用料及び 賃借料	44	
								19 扶助費	105,000	
3 障がい者福祉費	88,362	5,819	94,181	5,660			159	18 負担金補助 及び交付金	5,819	地方創生臨時交付金事業 障害者支援施設等物価高騰対策 事業 5,819
4 高齢者福祉費	637,561	27,176	664,737	26,433			743	18 負担金補助 及び交付金	27,176	地方創生臨時交付金事業 介護保険施設等物価高騰対策事 業 27,176
計	8,984,139	143,958	9,128,097	139,881			4,077			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,675,799	22,017	1,697,816	21,415			602	18 負担金補助 及び交付金	22,017	地方創生臨時交付金事業 保育施設等物価高騰対策事業 22,017

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	6,353,831	22,017	6,375,848	21,415			602			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	447,009	58,800	505,809	55,585			3,215	18 負担金補助及び交付金	58,800 地方創生臨時交付金事業 二次救急医療機関物価高騰対策事業 58,800	
計	3,743,400	58,800	3,802,200	55,585			3,215			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,624,414	135,000	1,759,414	127,619			7,381	18 負担金補助及び交付金	135,000 地方創生臨時交付金事業 化成肥料低減支援事業 40,000 肥料価格高騰対策事業 45,000 農業経営継続支援事業 50,000	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6 畜産振興費	6,944	48,155	55,099	45,522			2,633	18 負担金補助 及び交付金	48,155	地方創生臨時交付金事業 飼料等高騰対策事業	48,155
計	3,352,646	183,155	3,535,801	173,141			10,014				

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	753,015	3,610	756,625	1,785			1,825	3 職員手当等	33	特別職人件費 (教育長)	
								4 共済費	7		40
								10 需用費	3,570		3,570
計	870,425	3,610	874,035	1,785			1,825				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 学校給食費	845,078	10,022	855,100	9,474			548	10 需用費	10,022	学校給食事業	10,022
計	1,341,203	10,022	1,351,225	9,474			548				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率〕 (月分)	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	3		25,632	7,738 (3.15)		153	8,652	42,175	6,671	48,846	
	議 員	26	120,996		36,526 (3.15)				157,522	38,177	195,699	
	その他の 特別職	3,104	134,530	6,792	2,051 (3.15)		51	1,698	145,122	1,800	146,922	
	計	3,133	255,526	32,424	46,315		204	10,350	344,819	46,648	391,467	
補正前	長 等	3		25,632	7,615 (3.10)		153	8,652	42,052	6,647	48,699	
	議 員	26	120,996		35,946 (3.10)				156,942	38,177	195,119	
	その他の 特別職	3,104	134,530	6,792	2,018 (3.10)		51	1,698	145,089	1,793	146,882	
	計	3,133	255,526	32,424	45,579		204	10,350	344,083	46,617	390,700	
比 較	長 等				123				123	24	147	
	議 員				580				580		580	
	その他の 特別職				33				33	7	40	
	計				736				736	31	767	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1,228) 901	1,611,608	3,576,514	2,974,679	8,162,801	1,472,062	9,634,863	
補正前	(1,228) 901	1,610,114	3,576,514	2,974,679	8,161,307	1,471,758	9,633,065	
比較	()	1,494			1,494	304	1,798	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1,183)	1,611,608		245,110	1,856,718	243,561	2,100,279	
補正前	(1,183)	1,610,114		245,110	1,855,224	243,257	2,098,481	
比較	()	1,494			1,494	304	1,798	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)